

公開型 GIS

NFORMATION





本システムは、木曽岬町の行政情報をインターネットを通じて、皆様に分かりやすく公開・提供するシステムです

いつでも! どこでも! 木曽岬町の地図情報を スマホ・パソコンですぐに確認できます!

- ●簡単に操作可能!
- 面倒な登録など不要ですぐに閲覧可能!
- 住所や建物名称などによる検索が可能!
- 航空写真や地形図など各種地図を重ねることが可能!



洪水・津波・高潮ハザードマップ

今いる場所のハザード情報をすぐに確認できます! **



※現在地の表示は、利用する端末にGPS機器が内蔵されている必要があります。

バス路線・停留所 中央線・源緑見入線

バスの運行経路や停留所情報を確認できます!



都市計画図

知りたい場所の用途地域情報をすぐに確認できます!



上水道情報

各種水道施設情報を確認できます!



防犯灯(時計塔)、BWA(みまもりセンサー・防犯カメラなど)、消防水利(消火栓・防火水槽) 避難場所・避難所などの情報も公開しています!



木曽岬町役場 危機管理課 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地 251 番地 TEL.0567-68-6101





(きそさきまっぷ)

きそさきまっぷ。最の方法



木曽岬町の ホームページは こちらから







1 木曽岬町のホームページの 「きそさきまっぷ(公開型GIS)」をクリック



- 2 「同意する」を選択
- 3 閲覧したい行政地図の表示ボタンをクリック



操作

- ○地図の拡大縮小
- ○面積、距離の計測
- ○地図の回転
- 縮尺指定による表示
- ○地図の表示切替
- 印刷機能
- ●地図の多画面表示機能
- ○指定ポイントの座標を表示
- GPS 機能による現在地の表示 ※

※GPS機能を利用するには、利用する端末にGPS機器が内蔵されている必要があります。



閲覧

- ○地図上でクリックした対象物の詳細な 情報を参照することができます
- ○同じ地点に複数の対象物が重なって存在 している場合も同時に検索されます





検索

○検索キーワードから登録情報を検索して 該当対象物を地図上に表示します







緊急地震速報訓練放送のお知らせ

消防庁及び気象庁では、全国瞬時警報システム(「アラート) を活用して年2回、緊急地震速報の訓練放送を配信しており、今 年度は下記の日時となりましたので、家庭、職場、地域等で訓練 に取り組んでください。

※ただし、気象・地震活動の状況によっては、訓練用の緊急地震 速報の配信が中止される場合があります。

●第1回

6月20日(木) 午前10時00分頃

●第2回

11月5日(火) 午前10時00分頃



緊急地震速報訓練行動チェックシート

緊急地震速報は、地震の発生直後、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報で すが、緊急地震速報が発表されてから対象となる地域が強く揺れるまではわずかな時間(数秒~数十秒)しかありません。 地震の揺れから身を守るには、その場所や状況に合わせてあわてずに行動する必要があります。

訓練に参加される皆様はこの「緊急地震速報訓練行動チェックシート」をご利用いただき、訓練時に適切な行動をと ることができたかご確認ください。

訓練開始前の確認事項

様々な状況で、緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれるか確認します。 ※安全な場所の確認については訓練時の場所に関わらず両方をご確認ください。

訓練用の緊急地震速報を受け取る手段を把握している 例)職場の館内放送、自宅の受信端末、防災行政無線など	
屋内の安全な場所の確認 例)下にもぐりこめる丈夫な机がある、周辺に落ちてきそうなものや倒れそうな家具が無い場所がある 等、安全な場所を確認	
屋外等の安全な場所の確認 例)外出時に普段歩いているところに倒れそうなものなど危険な場所がないか確認	
訓練時に必要な行動について理解している 必要な行動をお書きください(いくつでも可)	

※空欄(太枠)には訓練時の状況に応じて必要な行動を記入し、その行動がとれたか確認しましょう。 必要な行動の具体例については、次のページに掲載しておりますのでご参照ください。

訓練後の確認事項

訓練時の緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれたかを確認します。

訓練用の緊急地震速報を受け取れた(聞けた)	
あわてずに身の安全を確保できた	
安全な場所に避難できた(そのまま留まることができた)	
訓練前に決めた必要な行動がとれた	

緊急地震速報を見聞きしたときの行動の具体例

以下に示す行動はあくまでも例です。必要な行動は緊急地震速報を受信する場面によって異なります。 以下の気象庁ホームページ等も参考にしていただき、適切な行動をとれるようにしていただければと 思います。

訓練を機会にご自身で、あるいはご家族や職場の方と一緒に考えましょう。 https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/koudou/koudou.html

屋内にいるとき

家庭では

- ●頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。
- あわてて外に飛び出さないでください。
- ●無理に火を消そうとしないでください。

人がおおぜいいる施設では

- 施設の係員の指示に従ってください。
- ■落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。



乗り物に乗っているとき

自動車運転中は

- あわててスピードを落とさないでください。
- ●ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。
- ●急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。
- ◆大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。

鉄道やバスなどに乗車中は

●つり革や手すりにしっかりつかまってください。

エレベーターでは

●最寄りの階で停止させて、すぐに降りてください。



屋外にいるとき

街中では

- ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- ●看板や割れたガラスの落下に注意してください。
- 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。

山やがけ付近では

●落石やがけ崩れに注意してください。



南海トラフ地震臨時情報

】概要

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が令和元年5月31日に修正され、こ れを受け、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海 トラフ地震臨時情報(以下「臨時情報」という。)」が発表されることになりました。

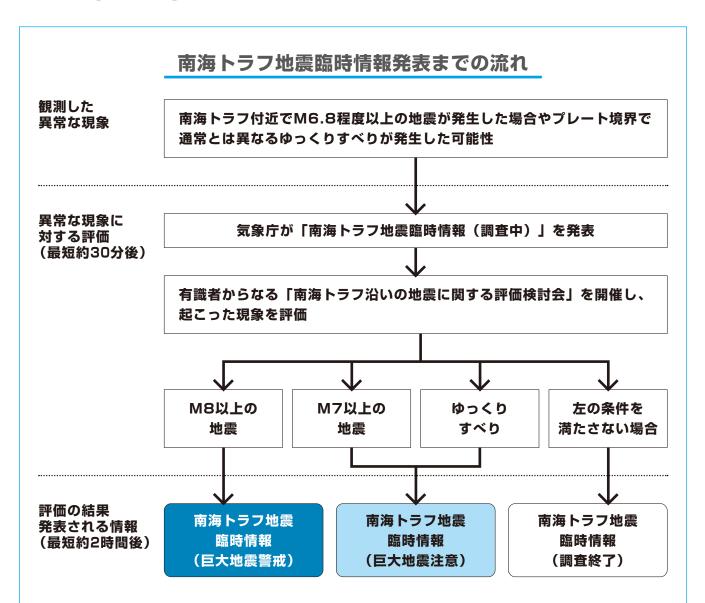
臨時情報が発表された場合には、国や県、市町などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。 また、臨時情報が発表されることなく、突発的に大規模地震が発生する可能性もあることから、日頃からの地震へ

2 臨時情報の運用

の備えをお願いします。

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード(以下、「M」という。)6.8程度以上の地震が発生 した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁 が「臨時情報(調査中)」を発表します。

国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大 地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。



3 臨時情報が発表された場合の対応

(1) 町の対応

町では、「臨時情報(調査中)」が発表された場合でかつ町内で大きな災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助等に向けて対策を講じることとなりますが、初めの地震の被災地から離れており、町内で大きな災害が発生していなかった場合でも、後発地震発生の可能性を想定して、「南海トラフ地震災害警戒体制」を取り、町民への呼びかけのほか、状況に応じて他自治体への支援等を実施します。

また、国の評価検討会の結果に伴い発表される臨時情報の種別により、それにあわせた対策を講じることとします。 町の施設は、「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合や被害の状況によって、一部休業したり避難所とし て活用する場合があります。

(2) 住民のみなさんのとるべき対応

気象庁から「臨時情報(調査中)」に続いて、次の臨時情報が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある町内では、最初の地震から1週間、臨時情報の種別に応じて、次のような対応が必要です。

ア 巨大地震注意(ゆっくりすべり)の場合

通常の生活を送りながら、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとってください。

【日頃からの地震への備えの再確認】

- 避難場所、避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の確認
- ・ 家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

【できるだけ安全な防災行動】

- 高いところに物を置かない
- 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- すぐに避難できる準備
- 危険なところ(土砂崩れが起きそうな場所、ブロック塀やガラスの多い場所)にできるだけ近づかない など

イ 巨大地震注意(M7以上M8未満の地震)

アの対応に加えて、必要に応じて自主的な避難を検討してください。

ウ 巨大地震警戒 (M8以上の地震)

「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合、「高齢者等事前避難対象地域」を対象に高齢者等避難を発令しますので、**地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者の方や地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民の方は、最初の地震から1週間を基本とした事前避難を行ってください**。

要配慮者以外の方はア、イの対応をとってください。

事前避難対象地域とは

「事前避難対象地域」とは、後発地震発生時に津波からの避難が間に合わない地域として市町があらかじめ指定する地域で、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」の2種類があります。

事前避難対象地域の種類	発令される避難情報の種類	避難対象者
住民事前避難対象地域	避難指示	全住民
高齢者等事前避難対象地域	高齢者等避難	高齢者等の要配慮者

木曽岬町では、三重県津波浸水予測図(平成26年3月三重県)により津波の浸水が予想されている地域(※町内全域)を事前避難対象地域として下表のとおり設定し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には1週間程度、安全な地域へ避難することを呼び掛けます。

★曽岬町における事前避難対象地域

事前避難対象地域の種類	地区名等
高齢者等事前避難対象地域	町内全域

※木曽岬町では、令和5年1月30日に三重県立いなべ総合学園高等学校と災害時における避難所としての使用に関する協定を締結し、 町外でも避難所が利用できるよう取り組んでいます。

後期高齢者医療制度の お知らせ



被保険者証

被保険者証が変わります。

新しい被保険者証(若草色)を、7月中旬に、簡易書留で送付します。

ピンク色の被保険者証は、8月1日以降はご使用になれません。

新しい被保険者証(若草色)が届きましたら、8月1日以降にピンク色の被保険者証は役場住民課へ返却してください。 (ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分にご注意ください。)

また、8月1日以降に、医療機関を受診する時は新しい被保険者証(若草色)を提示してください。

「マイナンバーカード」を保険証として、ぜひお使いください

どんないいことあるの?

- ◎より良い医療が受けることができます。
 - 正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。
- ◎窓□での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。
- ○自身の健康管理に役立ちます。

後期高齢者健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。

限度額適用認定証等

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機 関などの窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、 入院時の食事代なども減額されます。

マイナ保険証を利用している方は、窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。

マイナ保険証を持っていない方で「限度額適用認定証等」の交付を受ける場合は、役場住民課で申請してください。 なお、現在交付されている人で同一証の対象者へは自動更新により7月末に送付します。

※マイナ保険証とは・・・保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

保険料率は法令に基づき、今後2年間の被保険者数及び医療給付費(医療費から自己負担分を除いた額)の推計等を 基に算定しています。下記の算定方法にて令和6・7年度の保険料率を算定し決定しましたのでお知らせします。

1保険料率(年間) ※保険料率は県内均一で、2年ごとに見直されます。

【令和4·5年度】

48.903円



×9.82% *1

- 令和6年度は旧ただし書所得58 万円以下の場合は、9.07%
- 令和6年度は73万円
 - (1)昭和24年4月1日以前に生ま れた人
 - (2)令和5年度以前に障害認定を 受け被保険者になっている方

●保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。 なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

1 令和6・7年度の算定方法

- (1) 団塊の世代の加入による被保険者の増加、高齢化による医療費の増加
- (2) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、負担能力に応じた公平な負担を目指す医療制度改革により、後期高齢者からの負担も求められることになった
 - ア 出産育児支援金の導入
 - イ 現役世代の負担上昇を抑制するための後期高齢者負担率の見直し

2 制度改正による激変緩和措置を実施します。

- (1) 保険料賦課限度額の段階的な引上げ
- (2) 年金収入153~211万円の被保険者に対しては、令和6年度のみ激変緩和用所得割率を適用 所得割率9.07%

3 保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	14,670円
43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下	5割	24,451円
43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下	2割	39,122円

- 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。(年度途中に資格取得された人は資格取得日)
- 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方(7割軽減)が優先されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、町国民健康 保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。

●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。
特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法

仮徴収 第1期~第3期 前年度2月の徴収額と同額 → 7月中旬 → 年間保険料額決定



本徴収 第4期~第6期

= 年間保険料額 - 第1期~第3期の徴収額

◆普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。 普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから□座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、□座振替への変更時期が異なります。

自己負担割合

病気やケガで診療を受けるとき、被保険者証を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけにな ります。(負担割合は被保険者証に記載されています。)

一般及び低所得者	1割
一定以上の所得のある方	2割
現役並み所得者	3割

一部負担金の割合の変更 (基準収入額適用申請)

●負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保 険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、負担が1割又は2割に なります。

- ○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合(被保険者の収入額)・・・383万円未満
 - ※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、 被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満
- ○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合(被保険者の収入額合計)・・・520万円未満

後期高齢者健康診査

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

- 的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目 的としています。
- ●対象者8月31日までに三重県後期高齢者医療被 保険者となられる人
- ●送付スケジュール

4月末時点の被保険者 ⇒6月下旬発送

5月~7月中に被保険者となられる人⇒8月中旬発送 8月中に被保険者となられる人 ⇒9月中旬発送

- ●受診期間 7月1日から同年11月30日まで
- ●受診場所 病院・診療所など
- ●受診方法 受診券等をご覧ください。
- ●自己負担額 無料

ただし、2回目以降の受診については全 額自己負担となります。

75歳からのお口の健康チェック(後期高齢者歯科健康診査)

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します。

- 的 □腔機能低下の予防と□腔健康意識の向 上を目的としています。
- ●対 **象 者** 三重県後期高齢者医療被保険者で、3月 31日現在、75歳、76歳、77歳及び80歳 の方
- ●送付スケジュール 7月下旬発送
- ●受診期間 8月1日から11月20日まで

- ●受 診 場 所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定す る歯科医療機関
- ●受診方法 受診券等をご覧ください。
- ●自己負担額 無料

ただし、2回目以降の受診については全 額自己負担となります。

医療費のお知らせ

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します。

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な 運営を図ることを目的に送付しています。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付 書類として使用することができます。

※領収書が必要な場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費のお知らせを不要とされる人は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。 『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支 払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

柔道整復 (整骨・接骨) の施術の申請

医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断又は判断され、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。)は、保険の対象となります。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。

『療養費支給申請書』は、整骨院・接骨院が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、 支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

●問合せ先/・三重県後期高齢者医療広域連合事業課

資格保険料グループ ☎059-221-6883

給付健康グループ ☎059-221-6884

• 住 民 課 ☎68-6103

グリーンカーテン用苗木(ゴーヤー)の無料配布

5月12日(日)役場玄関前において、グリーンカーテン用の 苗木(ゴーヤー)と桑名広域環境管理センターで生産している 「ソウインコンポ (し尿汚泥肥料)」の無料配布を行いました。 今年も多くの方にお越しいただき、盛況のうちに終了する ことができました。

★町では、温室効果ガス排出量の削減 に繋がる身近な取組みとして、毎年 ゴーヤーの苗木を配布しています。





ふとん洗濯サ

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

れる寝具洗濯サービスをご利用くだ 消毒により汚れやダニもきれいにと 洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・

申込方法

んでください。 福祉課にて利用料とともに申し込

申し込み期限 6月28日(金)

実施日

内にお届けします。 布団をお預かりし、概ね1週間以 なお、お伺いする日時は、 7月中に業者がお宅へお伺いして

*布団の貸出し有(有料、 掛布団各550円/回] 敷布団

ら連絡します。

対象寝具

(日常的に使用している寝具に限

③マットレス+ベットパット+ ②マットレス+ベットパット+ ①掛布団+敷布団+毛布(3点) 掛布団+毛布(4点) 掛布団+敷布団+毛布(5点)



業者か

洗濯後

*羽毛布団等もご利用いただけます。 ます。 依頼する数によって値段が変わり 寝具の種類は変更可能ですが洗濯

利用料

②960円

・概ね65歳以上の一人暮らしの方

当している方)

心身障がい児(者)で衛生管理が困 介護認定を受けた方

難な方

申込・問合せ先

利用対象者(この中のどれかに該 4

7年4月 採用 曾呷町職

令和7年4月採用の木曽岬町職員を次のとおり募集します。

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□						
職種	事務職員(障がい者対象含む)	保育士				
採用予定人数	若干名	若干名				
	平成2年4月2日以降に生まれた方で、 大学、短大等若しくは高等学校を卒業または令和7 年3月31日までに卒業見込みの方	平成2年4月2日以降に生まれた方で、 保育士および幼稚園教諭の資格を有する方または採 用日までに取得見込みの方				
受験資格	【障がい者対象】 上記条件に加え、次に掲げる方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳のいずれかの交付を受けている方 ・活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方					
資格要件	①地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 ②外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を	有する方に限ります。				
第1次試験	【三重県町村会の統一試験】 試験日 9月22日(日) 場 所 木曽岬町役	t ¹ 場				
第 2 次 試 験 【第 1 次試験合格者】	*日時・場所は、第1次試験合格者に通知します。					
申 込 受 付	7月1日(月) 午前8時30分~7月31日(水) 午後5日	寺15分まで				
受 験 申 込	受験申込 原則、インターネットによる申込み ※受験申込フォームや募集要項、各種制度等の案内についてはホームページをご覧ください。					

●問合せ先/木曽岬町役場 総務政策課 人事係 ☎0567-68-6100

教育委員会

問合せ先 教育委員会 ☎68-1617

保護者・地域のみなさまへ ~三重県の教職員

総勤務時間縮減の取組~

現在、学校を取り巻く環境は、様々な教育改革への 対応が増えることが予想され、それに伴う教職員の長 時間にわたる時間外労働が問題になっています。

こうした中、三重県では市町教育委員会・学校と連携しながら、三重県教育ビジョンに基づく施策「教職員が働きやすい環境づくり」を推進し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身にわたる健康を維持することにより、教育活動に意欲的に取り組めるようすべての公立学校で統一した取組を進めています。

つきましては、保護者・ 地域のみなさまのご理解と ご協力をよろしくお願いし ます。



〈小・中学校の取組〉

- ○毎月2回以上、教職員の定時退校日を設定します。
- ○学校閉校日を設定します。 【8月10日(土)~8月16日(金)】

【12月27日(金)~令和7年1月5日(日)】 ※諸般の事情により変更する場合がございます。

- ○原則、週2日の部活動休養日を設定します。 (中学校のみ)
 - 平日1日と土曜日か日曜日のどちらか1日
 - 平日の活動時間は2時間以下、週末及び学校の休業日の活動時間は3時間以下
- ○学校への電話での問合せや連絡については、原則、 教職員の勤務時間内にお願いします(午前8時20 分~午後4時50分を目安としてください)。

令和7年度使用 中学校教科用図書の展示

今年度、北勢第一地区(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町)において、令和7年度から使用する中学校教 科用図書の採択を行います。

本町でも、以下の要領で採択に関わる教科書の展示を行いますので、ぜひご来館ください。

- ●展示会場/木曽岬町立図書館
- ●展示期間/6月14日(金)~7月3日(水)

※6月27日(木)、月曜日は閉館のため除く

●展示時間/火·水·木 :午前10時~午後6時

金 : 正午~午後8時 土・日 : 午前9時~午後5時

- ※町立図書館が臨時休館の場合は、会場や展示時間等を変更いたしますのでご了承ください。変更の場合は、教育委員会ホームページにてお知らせいたします。
- 問合せ先/教育委員会事務局教育課 ☎68-1617

~団体活動のための補償制度~

「スポーツ安全保険」加入者募集

- 対象/スポーツ・文化・ボランティア・地域活動 などを行う4人以上のアマチュア団体 (被保険者は各個人)
- ●保険期間/掛金の支払日の翌日午前0時から令和7年 3月31日午後12時まで
- ●掛 金(1人あたりの年額)

• 子ども (中学生以下) 800円

• 大 人 (高校生以上) 64歳以下 1,850円

65歳以上 1,200円

●加入手続き

インターネット (スポあんネット) より URL https://www.sportsanzen.org/

spoannet/

●問合せ先/公益財団法人スポーツ安全協会 0570-087109 (固定電話) 03-5510-0033 (携帯電話等)



日本には四季があり、気候がよい季節とそうでない季節がありますが、6月は梅雨入りをして雨の多い季節になります。洗濯物も乾かず、湿度が高く鬱蒼とした気分になるかもしれませんが悪いことばかりではありません。雨が降る事で空気中に漂う埃や塵、排気ガスを洗い流してくれます。また水不足解消で、農作物に自然の恵みをもたらし、成長を促します。梅雨時に咲く、紫陽花が咲く姿もこの時期ならではの風物詩でしょう。雨の日に来館する利用者さんが「雨が降っても、図書館があるでええわ。いくらでも本が読めるで」と言ってくださ



います。図書館では雨の日も晴れの日も、清々しく過ごせるヒントが載っている本を紹介しています。 どうぞ図書館へお越しください。 (毎月一文字の漢字シリーズでコラムを連載します)

6月誕生日作家

ブレディみかこ

7日生まれ。ライター、コラムニスト、小説家であり、イギリス・ブライトン在住の保育士という異色の経歴。生まれも育ちも日本のみかこさんが、渡英し保育士として働く中で、経済格差を目のあたりにしたことから、日本人からみる移民労働者階級やその家庭で育つ子どもたちのことに深く関心を向けるようになりました。その中で自分の子育ても経験しながら思いを本にしたのが『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』です。本屋大賞ノンフィクション部門、他各種の文学賞を受賞し反響を呼びました。ブレディさんは日本人の視点で世界情勢を書いているのですが、かみ砕いてあり分かりやすく、どの著書も読みやすいのです。海外ではもっと貧困や教育の差があり、その中で自分を生きることは思考を変えていくしかないとのこと。日本でも多様性の時代と言われていますが、ブレディさんの本を読むことで、これからの新しい時代を生きる手がかりになると思います。 (参考文献・ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー 376.3ブレ 新潮社)

9888888

メインコーナー

• 清

゙゙サブコーナー

• 興

児童コーナー

6日 図書館カレンダー

• 国

お知らせ

「図書館よみきかせ会」

●場 所:えほんとよみきかせの部屋

●日 時:22日(土曜日) 午前11時から

●テーマ:「家(かぞく)」

	音焼りレ		1 1 不 照	日 × より	りさかせ会	
В	月	火	水	木	金	±
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

◎開館日・時間

火~木 ····· 午前10時~午後6時 金 ····· 正午~午後8時

土・日・祝 … 午前9時~午後5時

◎休館日、時間外は図書館入口または役場東口入口右の返却ポストに返却をお願いします。

○問合せ先/木曽岬町立図書館 ☎40-9010

HP:https://www.ik.licsre-saas.jp/kisosaki/

教育関連施設 開館日のお知らせ



一 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎ 一般開放日

卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。自由に使用できます。

9日印 午前9時~午後4時 23日印 午前9時~正午

◎ 軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。 ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施して いますのでぜひ体育館へお越しください。

23日(日) 午後1時~午後4時

文化資料館

◎ 開館日 毎週日曜日 午前9時~午後4時

北部公民館

○ 開館日

火~日 (年末年始・祝日を除く) 午前 9 時~午後 5 時

※ただし日曜は午前9時~午後1時

「夢に向かってがんばる木曽岬っ子」応援キャンペーン連載シリーズ②【木曽岬小学校】 応援キャンペーン シーズン3を迎えて・・・【小学校編】

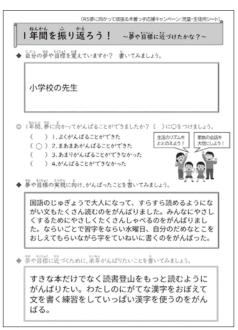


令和4年度スタートした「夢に向かってがんばる木曽岬っ子応援キャンペーン」の取組が、今年度「シーズン3」を迎えます。過去2年間の取組を通して、自分の夢や将来の目標を意識しながら日々を過ごしている子どもたちの姿がいくつも見られました。今回は、小学校での年度末の振り返りの事例をご紹介します。

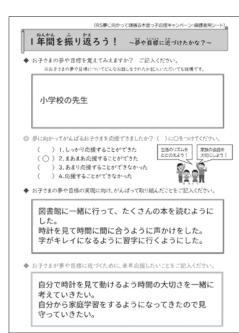
わたしの夢は「小学校の先生」です! ~昨年度の振り返りより~

2年間、応援キャンペーンの取組を進めてきた中で、以下の振り返りシートのように「夢の実現に向けて今の学校生活で何に取り組むのか」について具体的な目標を立てて日々を過ごし、年度末には、夢の実現に向けてどのようなことを頑張ってきたかを振り返り、次年度はどのようなことを頑張りたいかについて、保護者の方とともに考えていただくといった姿がいくつか見られるようになってきました。(今回紹介させていただいたご家庭では、冷蔵庫に貼ったものを見ながら、振り返りをされたということでした。)

小学生の場合、将来仕事に就くということは、まだまだ先のことのように思いますが、大リーグの大谷翔平選手のように、「夢や目標を立てること」と「夢や目標の実現に向けて何かに取り組むこと」で、日頃の生活態度や生活リズム等が整い、学習意欲が徐々に高まっていくといった姿が児童にも伺えるようになってきたように思います。



【子どもの振り返りシート:服部 紗奈さん】



【保護者の振り返りシート】

今年度もよろしくお願いします

本キャンペーンの取組は、子どもたちの読書意欲の向上にもつながっており、昨年度の6年生の中には、図書室の本100冊を読破した児童もいました。

小学校では、それに続こうと50冊、30冊を読破したという子どもたちが出てきている そうです。こうした気持ちも大切にしつつ、学ぶ意欲の向上に繋げてほしいと思います。

保護者や地域の皆さんも、子どもたちの夢や目標を具体的にサポートしていくために、どのようなことをしていくといいのか、試行錯誤だと思います。今回紹介した事例には、子どもの自主性や自律性を促し、寄り添いながら見守るという「大人のサポート像」の1つの形が伺えます。年度末には、一人でも多くの方々にこのような振り返りをしていただければと願っています。今年度もどうぞよろしくお願いします。

あなたの体力年齢は何歳? 体力テスト参加のお誘い~

文部科学省では、毎年全国的に体力テストを実施しており、今年は木曽岬町で新体力テストを実施すること となりました。

この機会に普段からスポーツをしている人もそうでない人も一度ご自身の体力年齢を測定してみませんか? スポーツ推進委員が簡単にできる運動のアドバイスもしますよ!

- **時**/7月14日(日) 午前10時~午後4時 7月28日(日)
- ●場 所/町体育館
- ●測定時間/テスト項目により測定時間が異なります。待ち時間がなければ、すべての項目を終えるのに1時間は かかりません。

ただし、機器類の台数の関係上、多少お待ちいただく場合もあります。

- ○対象者/(1)20歳から64歳までの方(男女各45名)
 - (2) 65歳から79歳までの方 (男女各9名)

テスト項目/

年 齢	共通種目	年 齢 別 種 目
20~64歳	・握力・上体起こし	反復横とび・シャトルラン又は急歩・立ち幅跳び
65~79歳	・長座体前屈	開眼片足立ち・10m障害物歩行・6分間歩行

- ●持 ち 物/室内シューズ(運動ができる服装と運動靴でお越しください)
- **●参加費**/無料
- ●応募方法/6月28日(金)までに6月号広報の折込チラシ「スポ進通信第7号」裏面の申込用紙に必要事項を記入 の上、お申込みください。なお、申込用紙は町HPにも掲載していますのでダウンロードしてご利用 ください。
- ※事前申込をしていない方でも当日参加できますが、保険加入の関係上、できるだけ事前に申込んでください。
- ●実施団体/木曽岬町スポーツ推進委員会
- ●申込先・問合せ先/木曽岬町教育委員会 ☎68-1617 FAX 66-4841

リサイクルの森

●問合せ先 ㈱くわなEサービス ☎0594-87-5133



モノ・コトショップ開催

6/19(水)、26(水)

ご家庭で不要になったけれど、まだまだきれいで活躍しそうなモノをお持ちいただき、必要な人に 譲る不用品交換のお店を開催します。

- ●場 **所**/桑名広域清掃事業組合 リサイクルの森 管理棟2階(桑名市多度町力尾字沢地4028)
- 一時 間/午前10時~午後3時
- 校 象/桑名市、木曽岬町、東員町の在住者
- ●取扱商品/家具類、衣類、食器類、おもちゃ、絵本 持ち込み・持ち帰りともおひとり様5点まで
- ●問合わせ/リサイクルの森(午前9時~午後4時)

☎0594-87-5133 FAX 0594-87-5152

●商品紹介など弊社ホームページで随時更新しています。







付特例制度 国民年金保険料の学生納

険料の納付が猶予される「学生 生には、申請により在学中の保 が義務づけられていますが、学 被保険者となり、保険料の納付 20歳になった時から国民年金の 納付特例制度」が設けられてい 日本国内に住むすべての方は

1. 対象者

る年度の前年の所得が一定以 学生納付特例を受けようとす の多寡は問いません。 です。なお、家族の方の所得 下(※1)の学生(※2)が対象

(※1)所得基準

(申請者本人のみ)

の数×38万円+社会保険料 は118万円)+扶養親族等 128万円(令和2年度以前

(※2)学生とは、大学(大学院) 学校および各種学校(※3): 門学校、特別支援学校、専修 短期大学、高等学校、高等専

> 学生の方が対象です。 含まれますので、ほとんどの 定時制課程や通信課程の方も (※4)に在学する方で夜間・ 部の海外大学の日本分校

(※3)各種学校 修業年限が1年以上の課程に

(※4)海外大学の日本分校 本分校等であって、文部科学 日本国内にある海外大学の日 学校に限ります。) 在学している方に限ります 大臣が個別に指定した課程 都道府県知事の認可を受けた (私立の各種学校については

●必要な添付書類

- 基礎年金番号通知書のコピー ページ) のコピー等 または年金手帳(氏名の記載
- 学生等であることまたは学生 等であったことを証明する書
- ※在学期間がわかる在学証明書 含む)の写しを添付してくだ 日の記載がある場合は裏面も に有効期限、学年、入学年月 (原本) または学生証 (裏面

●注意事項

学生納付特例の申請が遅れる と、申請日前に生じた不慮の

> 事故や病気による障害につい すので、ご注意ください ことができない場合がありま て、障害基礎年金を受け取る

- きます。 学生納付特例は、原則として だし、保険料の納付期限から 申請日にかかわらず、4月か かのぼって申請することがで までの期間)についても、さ 2年を経過していない期間 を対象として審査します。 年4月から3月まで)の期間 月から3月までの場合は、 ら翌年3月まで(申請日が1 (申請時点から2年1カ月前
- 複数年度の申請を希望する場 が必要です 合は、複数枚の申請書の提出
- 通常、 生納付特例を申請する際には 課税所得がある方であって学 を提出してください。 申告を行ったうえで、申請書 の税務担当窓口にて町民税の 行われていない場合は、役場 者ご本人の前年(または前々 る必要はありませんが、申請 所得を証明する書類を添付す (確定申告や年末調整)が の所得についての税の申 前年(または前々年

固

68-6103 役場 住民課

北勢地域若者サポートス テーション出張相談

が踏み出せない・・・」など 歳~49歳までの方の就労を支援 働くことに悩みを抱えている15 きたいけど、自信が持てず一歩 しています。 よいのか分からない・・・」「働 「働きたいけど、どうしたら

防止するために、30代40代の引 サポートステーションで対応を 就職支援も重要課題であり、当 しておりますので、ぜひご利用 きこもりからの脱却、その先の 併せて、80・50問題を未然に

相談を実施しております。 福祉・教育センター和室で出張 30分~午前11時30分、木曽岬町 毎月原則第3木曜日午前9時

ション **2**059-359-7280 北勢地域若者サポートステー (事前予約制

四日市年金事務所

●相談予定日

2059-353-5515

	6月	6月20日	II月	11月21日
	7月	7月18日	12月	12月19日
	8月	8月15日	令和7年I月	1月16日
	9月	9月19日	2月	2月20日
	10月	10月17日	3月	3月18日
_				



リサイクルの森

-NFORMAT-ON きそさき

教育委員会だより

生活のミニ情報

こんにちは保健師です

警察署コーナー

カレンダー

子育てサロン

●利用できる日/月曜日~金曜日の午前 ●6月の子育てサロンのお休み 14日金、土・日曜日および祝日

③歯質対策

フッ素を使用することで、丈夫な歯を作ることができます。

フッ素入りの歯磨き粉を使用することやフッ素塗布、フッ化物洗口が効果的です。

木曽岬町では、1歳4か月から3歳4か月まで(計7回)、町の補助を利用してフッ素塗布を受けることができます。また、木曽岬こども園の年中・年長組の方は、こども園において「フッ化物洗口」を受けることができます。ぜひご利用ください。

木曽岬町の子どもたちの状況は?

子どもたちのむし歯は、以前に比べてずいぶんと減っています。



令和5年度の一人平均むし歯本数は ○.9本、むし歯罹患率は、9.5%でした。

ことも園はみがき数室を再開しました!!!

新型コロナウイルス感染症のため中止していました「こども園はみがき教室」を令和5年度から再開しました。むし歯予防の紙芝居の読み聞かせや歯垢の染め出し、 歯磨き指導を行い、園児からは「歯磨きがんばる!」といった声が聞かれました。

今年度も開催予定ですので、楽しみにしていてください!!

今後も、町民のみなさまとともに、むし歯予防に取り組んでいきたいと思います。 引き続き「子どもの笑顔がすてきな木曽岬町」を目指しましょう!!

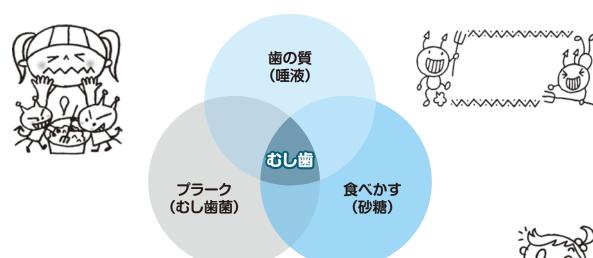


6月4日から6月10日は、「歯と口の健康週間」です。

そこで、今月は子どものむし歯予防についてお話します。

●むし歯はどうしてできるの?

むし歯の原因は、食べかす(糖分)が口に残りプラーク(むし歯菌)が糖分を分解します。すると、口の中に酸が発生し口の中が酸性になります。口の中の酸が歯を溶かしむし歯が発生します。特に、生えたての乳歯は柔らかく、むし歯の進行が早いため注意が必要です。



●乳歯の役割

- 1. 乳歯が生えると食べ物をかむことができるようになり、栄養素の吸収を助けます。
- 2. よく噛むことで顎が発達して顔の形が整います。
- 3. 乳歯のおかげで舌を正しい位置におけるようになり、上手に発音できるようになります。
- 4. 永久歯が正しい位置に生えてこられるように誘導してくれます。 ⇒乳歯は永久歯の案内役になります。

●むし歯を防ぐには・・・

①食べ物対策

だらだら食べると口の中が酸性になる時間が長くなるため、むし歯が発生しやすくなります。食事やおやつの時間はきちんと決めましょう。



- ●時間と量を決める。
- ●歯に付着しやすい食べ物は避ける。
- ●砂糖が入った甘いお菓子や飲み物は控える。

②細菌対策

毎日、歯磨きをする習慣をつけましょう。

むし歯ができやすい場所は、「歯と歯の間」「歯と歯ぐきの境い目」「奥歯のかみ合わせ」です。歯 ブラシやデンタルフロスでプラーク(むし歯菌)を除去しましょう。





警察署、コーナー



■桑名警察署

23 (0594) 24-0110

■木曽岬駐在所 ☎65-3635

薬物乱用のない社会を

三重県の薬物乱用の現状

三重県の薬物事犯検挙人員

	覚醒剤	大麻	コカイン等	MDMA	あへん
令和4年	4 7	2 2	3	2	0
令和5年	6 3	2 9	0	0	0

覚醒剤及び大麻事犯の検挙人員は、令和4年は統計開始以降最小でしたが、令和5年度は上昇に転じており、覚醒剤事 犯が63人と約7割を占めています。

また、全国的には統計開始以降初めて大麻の検挙人員が覚醒剤の検挙人員を上回ったことから、三重県においても今後 更に大麻の乱用拡大が危惧されます。

三重県の薬物事犯年齢別検挙人員(令和5年)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
覚醒剤(人)	0	6	I 3	2 3	I 6	5
大 麻(人)	8	I 2	5	3	0	I

覚醒剤事犯は、40歳代以上の検挙が全体の約7割を占めており、高齢化が認められる一方、大麻事犯は20歳代以下 の検挙が全体の約7割を占め、若年層に乱用が広がっています。

・三重県の覚醒剤事犯 覚醒剤事犯検挙人員・押収量の推移

	RI年	R 2年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
押 収(g)	6 2	4 0	9 4 9	1721	838
人 員(人)	8 5	7 9	77	4 7	6 3

• 三重県の大麻事犯 大麻事犯検挙人員・押収量の推移

	RI年	R 2 年	R 3年	R 4 年	R 5 年
乾燥大麻(g)	3 7	8 0	7 6 2	2806	120
大麻樹脂(g)	0	Ι 0	0	0	0
人 員(人)	3 0	3 I	2 4	2 2	2 9

■乱用されている薬物の危険性

・ 覚醒剤 (覚醒剤取締法で規制)

俗に、「シャブ|「エス|「スピード」等と呼ばれ、SNSでは「アイス|「氷|「冷たいの」等の隠語で取 引されています。

特に依存性が強く、薬物依存が進行すると「壁のシミが人の顔に見える。」「いつもみんなが自分を見て悪 口を言っている。|「警察に追われている。|「誰かが自分を殺しに来る。| 等といった幻覚や妄想が現れる ほか、時に錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがあります。

大麻(大麻取締法で規制)

大麻は、大麻草の葉を乾燥させた乾燥大麻(マリファナ)や若芽をすりつぶして固めた大麻樹脂(ハシッ シュ)、葉や樹脂から成分を抽出した液体大麻(大麻リキッド)があります。

現行の大麻取締法では、大麻の使用に対する罰則がありませんでしたが、令和6年度中には大麻の有害な 成分が麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」に位置付けられ、所持、譲渡、譲受に加え、施用が禁止 される見通しです。

薬物事犯に関する情報提供をお願いします。

桑名警察署 ☎0594-24-0110

町内4月の交通事故 ()…令和6年累計

●件数/13件(57件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/1人(4人)

6月カレンダー

※健康カレンダーと変更されている行事があります。ご注意ください。 なお、下記の行事も、状況によっては変更となる場合もあります。

主 な 行 事	場 所	時 間	備考
3 ⑨ ・人権相談	福祉・教育センター	午前9時~午前11時30分	
5 ❸ •転倒予防教室	福祉・教育センター	午後1時30分~午後3時	
6 承 •1歳半健診、3歳半健診	保健センター	午後1時15分~午後2時15分	
10	福祉・教育センター	午前10時30分~午前11時30分	
11 ❷ •のびのび指導室 •母乳相談	保健センター 保健センター	午前9時30分~午前10時30分 午前10時~午前11時	要予約☎68-6119
12 ® •ブックスタート	図書館	午後2時30分~午後3時30分	
13 ® •すくすくひろば •カウンセリング	保健センター 保健センター	午前10時~午前10時30分 午前9時30分~午後3時30分	要予約☎68-6119
18⊗・トマッピーキッズサークル	木曽岬こども園	午前9時30分~午前11時30分	
19 ® •転倒予防教室	福祉・教育センター	午後1時30分~午後3時	
21 ⊛ •すこやか相談 •育児相談	保健センター 保健センター	午後1時30分~午後2時30分 午後2時30分~午後3時30分	要予約 ☎ 68-6119 要予約 ☎ 68-6119
23 🗈 • 日曜役場	役場 住民課	午前8時30分~午後5時	収納・証明業務
25 ® •オレンジカフェ	福祉・教育センター会議室2	午後1時30分~午後3時	
26 ® •いす・たいそう教室	保健センター	午後1時30分~午後3時	
27 ⊛・カウンセリング	保健センター	午前9時30分~午前10時30分	要予約☎68-6119
28	保健センター	午前9時30分~午後3時	要予約☎68-6119

納付をが忘れたく!

6月の納付

住民税(7/1納期限) …… 第1期分水道料金・下水道使用料(7/1納期限) … A地区

こども園保育料(7/1納期限) ………… 6月分学校給食費(6/17納期限) ………… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については

航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- ●電話/0569-38-7860(直通)(午前9時~午後6時) ●FAX/0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

		木日電					40-9008
平日	夜間	午後5	: 15~翌日 午前8	:30/	´土·E	·祝日	l·年末年始
総系	务政员	た 課	68-6100	建	設	課	68-6106
危機	幾管理	里課	68-6101	会	計	課	68-6107
税	務	課	68-6102	議会	会事系	9月	68-6108
住	民	課	68-6103	教育	育委員	員会	68-1617
福	祉	課	68-6104	子ど	も・健康	課(保健セ	ンター) 68-6119
産	業	課	68-6105	田丁五	ク図書	書館	40-9010



●町のホームページ https://www.town.kisosaki.lg.jp/

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	※収集口性については1)事・健康カレフターをと唯能へたさい。					
	A 地 区	B 地 区				
対象地区	新加路戸·上加路戸·中加路戸· 大新田·外平喜·近江島· 西対海地·田代·脇付·雁ヶ地· 福崎·上見入·東見入·下見入· 辰高·上和泉·下和泉·中和泉· 小和泉·小林·栄·中栄·第2栄	富田子・新富田子・東富田子 豊崎・川先・藤里台・西白鷺川 白鷺・源緑・下藤里・上藤里 松永・南栄・かおるヶ丘・なき さ台				
可燃ごみ	毎週月・木曜日 3日・6日・10日・13日・17日 20日・24日・27日	毎週火・金曜日 4日・7日・11日・14日・18日 21日・25日・28日				
不燃ごみ	毎月第 1 · 第 3 水曜日 5日 · 19日					
プラスチック製 容器包装	毎週水曜日 5日・12日・19日・26日					
粗大ごみ	毎月第2水曜日 12日	毎月第4水曜日 26日				

資源でみ毎月第4日曜日23日

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。 (資源ごみ、廃品回収をご利用く ださい。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- *プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

木曽岬町では、ごみの分別、収集日の確認に便利なごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。是非ご利用ください。QRコードからアプリをダウンロードして、お住いの地区を設定してください。







館内に「ふるさとブックオフ」がオー との地域連携協定に基づき、町立図書

ばいつでもリユース本を購入すること 取り扱っており、図書館開館日であれ 心にたくさんの方々に来店していただ ができます。 オープン当日には、子どもたちを中

~4,000冊のコミックや文庫本を

ふるさとブックオフでは3,500

ブンしました。

きました。

町内に誕生した初めての書店「ふる

ください。

是非足を運んでみて さとブックオフ」に



ープン当日 にぎわう店内



オープニングセレモニー

